



# 仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。

## 生活困窮者自立支援事業とは

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となります。

ここでは、生活困窮者の抱えている課題を分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「支援プラン」を作成するなどの支援を行います。

また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

## 生活困窮をめぐる現状と課題

### ●専門機関との連携を強化します。

リーマンショックなどの影響により、雇用を取り巻く環境が一層厳しくなっています。

生活に困窮している人には、健康、仕事、家族関係など多様な課題が存在しており、既存の相談支援体制では対応しきれない状態です。

複数の専門機関がしっかりと連携していく体制を整えることで、様々な人の悩みに応えていくことができると考えられています。

### ●貧困の負の連鎖を断ち切ります。

生活保護受給者数は、平成7年(1995年)を境に上昇に転じ、ここ数年では急増し、制度創設当初の200万人を超えることになりました。

生活保護を受給する世帯主の4分の1は、自身が過去に保護世帯で育っていることがわかっています。貧困の負の連鎖は世代を超えて続く傾向があり、我が国のひとり親の子ども貧困率は先進国の中でも高く、なるべく早く流れを断ち切ることが求められています。

### ●生活保護を受ける前にサポートします。

これまでの日本では、安定的な雇用を土台とした「第1のセーフティネット」である社会保障が機能し、また最終的には、「第3のセーフティネット」である生活保護制度が国民に、「もしものときは守ってもらえる」という安心を提供してきました。

しかし雇用状況や社会構造の変化の中、これらの仕組みだけではセーフティネットに限界があります。

離職を理由に住まいを失いそうな人や、仕事を探しても見つからない悩みを持つ人。そのような方が、深刻な困窮状態に陥る前から早期に支援を開始し、自立した生活を送れるようサポートする「第二のセーフティネット」として、生活困窮者自立支援事業がスタートしました。

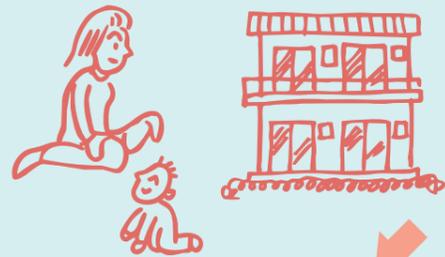
## 住まい

住まいに関する支援をします

住宅確保給付金

一時生活支援事業

離職などで住居を失った人や、住居を失う恐れが高い人には、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額(限度額有り)を支給します。また、住居を持たない人やネットカフェ宿泊を続けているなど、緊急的に一定期間、宿泊場所などを提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行います。



## 仕事と家族

仕事に就き、経済的に自立するための支援をします

「社会に出ることに不安がある」「就労にブランクがある」という人の背景を分析し、今後の仕事に必要な資格の取得のアドバイスや就職スケジュールを一緒に考えます。他の専門機関との連携が必要な場合、方法や窓口へ同行・ご紹介し、自信を持ち長く働けるよう支援を行います。



## お金

家計の立て直しを助言し、支援します

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートします。



## あなただけの「支援プラン」を考えます

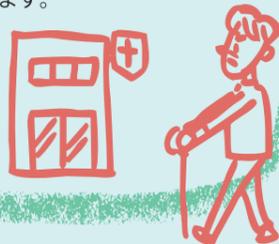
就職や住まい、家計などでの困りごとや不安を抱えている人は、まずは相談窓口にご相談ください。どのような支援が必要か、支援員と一緒に考えます。具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。



## 健康

医療費による負担について助言し、支援します

治療や通院、療養生活に伴う出費は経済的負担も大きく、それを補うため、社会保険や貸付制度、助成制度のように様々な制度があります。医療と生活のバランスや、負担を和らげる仕組みを提案することで安心して医療を受け生活できるようサポートします。



## 学習支援

子どもの学習や進学について、子ども、保護者を支援します

学習支援事業

子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退の防止支援などをします。また、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。



# 相談から支援までの流れ



- ① 話す** まずは地域の相談窓口へ

相談窓口で配属されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口まで来られない場合は、支援員が自宅に訪問して相談を受けることもできます。
- ② 見つめる** 生活の状況を見つめる

生活の困りごとや不安を支援員に話してください。生活の状況と課題を分析し、「自立」に向かって寄り添いながら支援します。
- ③ 作る** あなただけの支援プランを

支援員は支援を必要とする人の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの「支援プラン」を一緒に作ります。
- ④ 始める** 支援決定・サービス提供

完成した支援プランは、自治体を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)を経て正式に決定します。その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。
- ⑤ 見守る** 定期的なモニタリング

各種サービスの提供がゴールではありません。支援を必要とする人の状態や各支援の状況を支援員が定期的に確認し、必要に応じてプランを再検討します。
- ⑥ 自立する** 真に安定した生活へ

支援の結果、困りごとが解決すると支援は終了です。その後は、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップが行われます。



**相談窓口**

① **岸和田市自立相談支援センター** (岸和田市社会福祉協議会)  
 〒596-0076 岸和田市野田町 1-5-5  
 TEL **072-439-8255** / FAX 072-437-1500  
 相談日 月・火・水・木・金 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)  
 相談時間 午前9時～午後5時30分

② **市・福祉政策課 (困窮者支援担当)**  
 〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7番 1号  
 TEL 072-423-9141  
 ※住居確保給付金の支給、一時生活支援事業担当

# ひとりで悩まないで、

こんなことで  
困って  
いませんか？

# まずはご相談ください。

## 072-439-8255

相談は無料 秘密厳守

**仕事**

- なかなか仕事が見つからない。
- 長い間働いていないので、自信がない。

**お金**

- 収入より借金が多くある。
- 生活費に困っている。

**家族**

- 職に就かず外出もしない家族が心配。
- 近所の人と交流を持ちたい。

**健康**

- 病院に通院しているが治療費が高い。

**住まい**

- 家賃が払えず、家を出ていかなければならない。
- 電気、ガス、水道を止められている。